

佐渡汽船株式会社の貨物運賃値上げの白紙撤回を求める意見書

佐渡航路は海上運送法に規定する指定区間であるとともに、島民の日常生活及び社会生活を営むうえで唯一無二の生命線である。佐渡市は、人の往来や物流の活性化を図るため、船舶建造や利用促進など、佐渡汽船株式会社に対してこれまで多くの支援を行ってきた。

しかしながら、今般、佐渡汽船株式会社は、突如として、全航路の貨物運賃を本年 10 月 1 日から 20%値上げすると発表した。このような運賃値上げが実行されれば、島内の生活及び経済活動に及ぼす影響は極めて甚大であり、死活問題である。同社は、これまでも島民生活を見捨てて運賃及びダイヤの改定等を断行してきた経緯があるが、度重なる横暴に対して、佐渡島民は我慢を重ねてきた。このようなやり方を佐渡市議会は、看過できない。

今こそ、佐渡汽船株式会社に経営参画する筆頭株主である新潟県は、公共交通に対する責任をもち、佐渡島民の声に真摯に耳を傾け同社の運営に対して筆頭株主として強い指導力を発揮すべきである。

よって、佐渡汽船株式会社に対し次の事項について指導するよう、強く求める。

記

- ・ 平成 27 年 10 月 1 日からの貨物運賃改定について、白紙撤回すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 17 日

新潟県佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄